

1 1 住宅等（改良・融資・入居）

(1) 住宅設備改良費の補助

次のとおり助成されます。

内 容	障害者の範囲	助成額	所得制限あり
玄関・台所 浴室・トイレ 廊下等の改造	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 身体障害者手帳3級で知能指数50以下	改良工事に要する費用又は限度額80万円のうちいずれか低い金額	
天井走行式移動 リフトの設置	下肢・体幹機能障害1・2級 で移動が困難な者 (18歳～65歳未満)	機器の販売価格又は限度額100万円のうちいずれか低い金額	
環境制御装置の 設置	四肢機能障害1・2級 (18歳以上)	機器の販売価格又は限度額60万円のうちいずれか低い金額	

- ◎ 住宅設備改良工事は原則として1回だけです。
- ◎ 工事後の申請は受け付けません。必ず着工前に申請してください。
- ◎ 新築の場合は助成できません。
- ◎ 障害の状況を補完・軽減する目的の工事が対象です。
(診断書等の提出を求める場合があります。)

- ※ 介護保険受給者の場合は、介護保険制度が優先されます。
- ※ 障害の状況により助成できない場合があります。

◆窓口 障害福祉課（82-7616）事前に御相談ください。

(2) 都市再生機構「新築UR賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身体・知的障がい者がいる世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込み際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

- ◆対象者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上（1～4級）の障害のある方。
 - イ 下記のいずれかに該当する方。
 - ① 療育手帳の又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。
 - ② 児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障害又はこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。

◆窓口 UR都市機構東日本賃貸住宅本部 住宅経営部営業開発課
電話：03-5323-3560

(3) 県営住宅の入居優遇

入居申し込みの際、当選率が一般よりも3倍相当又は5倍相当になります（単身向け住居を除く。）。また、身体障害者向け住宅に申し込みができます。

- ◆対象者
- ア 身体障害者手帳 1～4級
 - イ 療育手帳 児童相談所等で重度もしくは中度の知的障害と判定された者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1～3級
 - エ 障害年金受給者 1～3級（知的・精神のみ）
- ◆窓口 一般社団法人かながわ土地建物保全協会（045-201-3673）
8:30～17:30（土曜・日曜・祝日を除く。）

(4) 県営住宅家賃の減免

世帯の収入が一定額以下の場合は、次のとおり減免されます。

	基本家賃の5割	基本家賃の3割
身体障害者手帳	1・2級	3・4級
療育手帳	A1・A2	B1
精神障害者保健福祉手帳		1・2級

- ◆窓口 株式会社東急コミュニティー（045-324-6556）
8:30～17:30（土曜・日曜・祝日を除く）